

## 統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

平成 29 年度において評価の結果を取りまとめた「グローバル人材育成の推進」について、評価の結果の政策への反映状況は下記のとおりです。

この内容については、平成 30 年 6 月 8 日に国会へ報告しています。

|               |  |
|---------------|--|
| <b>テーマ名</b>   | グローバル人材育成の推進に関する政策評価（総合性確保評価）<br>（勧告・公表日：平成 29 年 7 月 14 日）<br>（回答日：平成 30 年 5 月 17 日）<br>（公表日：平成 30 年 5 月 30 日） |
| <b>関係行政機関</b> | 文部科学省  |

（注） 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

| 政策の評価の観点及び結果   |
|--|
| <p>○ <b>評価の観点</b><br/>グローバル人材育成の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ <b>評価の結果</b><br/>グローバル人材育成に関連する政策について、第 2 期教育振興基本計画において設定された 13 の成果指標の達成状況は、全体としては進展しており、以下のとおり、個別に改善すべき課題はあるものの、政策効果は一定程度発現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本人の海外留学の促進に関する成果指標の達成状況は、6 万人から 5.3 万人へと減少している。一方、交換留学など、日本の大学等に在籍した状態で留学する者は 6.5 万人から 8.4 万人へと増加している。ただし、当該留学生の大半は現行の成果指標の対象外となっている。</li> <li>・ また、これらの留学生の約 8 割が 6 か月未満の短期留学（かつ多くは 1 か月未満）で、企業ニーズとはミスマッチが発生している（意識調査を実施した約 8 割の企業が 6 か月以上の留学期間が必要としている。）。短期留学が、グローバル人材<sup>(注)</sup>の 3 要素の向上に対していかなる効果を持つのか、十分な検証が必要である。</li> <li>・ 生徒の英語力の成果指標の伸びは緩やかで、目標達成は極めて困難となっている。また、英検取得に係る支援は地方公共団体の自主的な取組に依拠している。さらに、生徒の英語力については、英検取得「相当者」の判断が教育現場任せであり、判断基準も不統一となっており、適切な P D C A を行う上で問題である。</li> <li>・ 英語教員の英語力についても目標達成は極めて困難となっている。また、英検等取得という成果指標自体に対し、教育現場の理解は不十分である。</li> </ul> <p>（注） 「グローバル人材」とは、「第 2 期教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、i）豊かな語学力・コミュニケーション能力、ii）主体性・積極性、iii）異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できる人材とされている。</p> |

| 主な意見   | 主な政策への反映状況  |
|--|---|
| <p>1 日本人大学生等の海外留学の促進</p> <p>文部科学省は、今後必要とされるグローバル人材の育成を推進する観点から、短期留学の政策上の位置付けを明確にした上で、次期教育振興基本計画における海外留学の促進に係る成果指標を検討</p> | <p>平成 29 年度に実施した委託調査「日本人の海外留学の効果測定に関する調査研究」や既存の調査結果により、 Semester 単位（6 か月）より短期の海外留学に、学生の語学学習へのモチベーションの向上や異文化理解への意識向上等の効果があることが確認された。特に教育効果の高い短期留学プログラムを抽出して調査したところ、留学の事前・事後の学習が前提とされている、又はカリキュラムとの連携が図られている等の工夫がなされていることが確認された。</p> <p>これらの結果等を踏まえ、第 3 期教育振興基本計画（答申）</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>し、その結果を反映させる必要がある。</p>  | <p>(平成 30 年 3 月)において、長期留学への支援を引き続き推進していくとともに、短期留学についてもグローバルに活躍する人材の育成に資するものと位置付け、大学等におけるグローバル人材育成プログラムの一環として行われる短期留学の支援、短期留学経験者の学位取得目的の長期留学の促進、短期留学の成果を定着させるための取組への支援等を推進することとした。</p> <p>また、同答申においては、上記の目標に対応する測定指標として、「グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学者を増加させながら、大学等の日本人海外留学生数 12 万人を引き続き目指す」と設定した。</p>  |
| <p>2 中学校・高等学校の生徒の英語力の向上</p> <p>文部科学省は、次期教育振興基本計画における生徒の英語力強化のための成果指標の設定に当たっては、その達成のための有効な対策及びその達成状況を的確に把握するための措置(現在の「相当者」を含む目標を設定する場合には、統一的な判定方法を示すことを含む。)を講ずる必要がある。</p> | <p>第 3 期教育振興基本計画(答申)においては、生徒の英語力に係る測定指標として、「英語力について、中学校卒業段階で C E F R<sup>(注1)</sup>の A1 レベル相当(英検 3 級等)以上、高等学校卒業段階で A2 レベル相当(英検準 2 級等)以上を達成した中高生の割合を 50%以上にする」と設定した。</p> <p>この目標達成のため、都道府県教育委員会等に対し、都道府県ごとの目標設定をするよう通知により要請しており、引き続き文部科学省ホームページに都道府県ごとの取組状況を掲載するなどして計画的な取組を促すとともに、英語教育実施状況調査等により生徒の英語力の状況等を把握するなど継続したフォローアップを行い、好事例を普及するなど P D C A サイクルを確実に構築することとしている。</p> <p>また、測定指標の達成状況を的確に把握するため、「相当者」の判定に当たっては、各中学校・高等学校において統一的な判定が行われるよう、平成 30 年度中に、都道府県教育委員会等に対して「CAN-DO リスト」形式の学習到達目標<sup>(注2)</sup>などを基に判断する等、判定方法等の周知徹底を図ることとしている。</p> <p>(注) 1 C E F R (外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠)は、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい包括的な基盤を提供するものとして、欧州域内外で使われている指標</p> <p>2 各中学校・高等学校が学習指導要領に基づき、生徒に求められる英語力を達成するための学習達成目標を具体的に設定するもの</p> |
| <p>3 中学校・高等学校の英語教員の英語力の向上</p> <p>文部科学省は、次期教育振興基本計画における英語教員に関する成果指標の設定に当たっては、教育現場の理解を得ながら、その達成のための有効な対策を講ずる必要がある。</p>   | <p>第 3 期教育振興基本計画(答申)においては、指標を精選する方針であったこと、また、英語教育の最終的な目標は、生徒の英語力の向上であり、教師の英語力の向上はそのための手段であることから、英語教員の英語力に関する成果指標は設定しないこととした。</p> <p>なお、同計画における測定指標としての設定はないものの、生徒の英語力の向上に係る目標の達成に向けて、教師の英語力・指導力の向上を図ることが必要であることから、引き続き、教員養成課程におけるコア・カリキュラムの普及、活用促進等の教師の養成・採用に係る取組や外部専門機関による「英語教育推進リーダー」の養成等を進めていくとともに、英語教育実施状況調査等により教師の英語力の状況等を把握するなど継続したフォローアップを行うこととしている。</p>   |

(注) 評価結果及びその結果の政策への反映状況の詳細については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/mai\\_n\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h29.html](http://www.soumu.go.jp/mai_n_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h29.html)) 参照